

近世後期の中津藩中津町の 「医療」における医師と盲人

中村 友紀

九州大学大学院地球社会統合科学府博士課程

受付：令和4年11月4日／受理：令和5年6月12日

要旨：本稿においては、近世後期の中津藩中津町を事例として取りあげ、藩、町医師及び盲人との関係について分析する。それにより、地域社会の医療における盲人の存立形態の特質を明らかにすることを目的とした。

当初、藩は中津町で家業として「鍼治導引」を行う町人や盲人を「針治道引之仲間」へ登録させることで町支配にある者を把握しようとした。また、一般の町人が「鍼治導引」を兼業することを戒めた。結果として、このことは、当道座支配の盲人や支配が不明確な盲人を把握することにつながった。この「針治道引之仲間」は、後に形成される「医師仲間」の下部組織として、「鍼医仲間」を経て「針治仲間」になったと推察される。

そのような中、地域社会の医療に携わった盲人は、幕府令に従って当道座に属するという選択ばかりではなかった。一部の盲人は、「医師仲間」による医師審査を経て町医師になることで、社会的に安定した立場を確立していったと考えられる。このことは、地域社会における医療を担う個人が支配の異なる社会集団に属している場合、集団間の対立や調整の難しさがあったことを示唆するものである。

キーワード：盲人、医療、医師、当道座、「医師仲間」

はじめに

近世後期の「医療」において、そこに関わっていたのは医師だけではない。例えば、薬を配布することも医療の一部として捉えたとするならば、薬の売買を行っていた薬種商や山伏のような宗教者も医療の担い手であり、医療器具の流通に関わっていた商人なども医療を支える存在として考えることができるだろう。例えば、「医療」という言葉に関して、現代の『日本国語大辞典』によれば、「医術を用いて病気を治すこと¹⁾」と定義されている。これに対し、海原亮氏は「社会に生活する主体としての個人が、身体の病を治癒する目的で実施する、行為の全般²⁾」と述べている。このような海原氏の視点を踏まえて「医療」というものをみた時、そこに関わる様々な担い手を対象と

すべきである。そこで、本稿では、特に地域社会において医療の一端を担った盲人³⁾や彼らが属した社会集団について注目してみたい。

まず、盲人とは、一般的に現代の視覚障害のある人として捉えることができるが、近世においては盲の状態のみを指していたのか、それとも弱視も含んでいたのかについては定かではない。また、近世社会において盲人たちは、個々に存在していたのではなく、その多くは座頭仲間（当道）⁴⁾・盲僧仲間・瞽女仲間など種々の社会集団を組織して生活していたと指摘されている⁵⁾。

そのような盲人は、近世以前から呪術や芸能などを一つの生活の糧としてきたが、地域社会に医師が広がり、専業として成立しうる社会的基盤が形成された近世社会においては、鍼術・按摩を家業とする者も増えていった。特に、鍼術に進出し

た最初の盲人は、江戸の山瀬琢一とされ、その後、琢一の弟子である京都の入江豊明に師事した杉山和一によって、鍼術・按摩が盲人の業として広められたことが通説とされていた。しかし、実際には、三代将軍家光に寵遇された盲人鍼医山川城管や、仙台藩の鍼医矢口城泉の存在が確認される。したがって、名を残した者以外にも、近世初期から鍼治に従っていた盲人が存在していたことが予想され、その頂点に和一が立っていたと捉えるべきであるとの指摘がある⁶⁾。なお、後に検校となった和一の盲人史上に果たした役割の一つとして、多くの盲人の鍼医を養成し、幕府諸藩の奥医師をはじめ、彼らが鍼医として進出する道を拓いたことがあげられる⁷⁾。

このような近世の盲人の実態に迫った先行研究としては、中山太郎氏⁸⁾、た藤康昭氏⁹⁾、永井彰子氏¹⁰⁾の研究がある。これらは、盲人の社会史という観点から、主に盲人の社会集団の特質やその変遷に言及しているが、地域社会の医療に関わる盲人の実態や医師との関係についての分析はなされていない。

一方、地域社会における医療をめぐる医師の存立形態や、藩による医師の統制・管理に関しては多くの研究¹¹⁾がなされているが、盲人の問題に言及したものはわずかである。例えば、海原氏¹²⁾は福井府中藩城下における盲人・按摩の存立形態に関しては未検討としながらも、藩は彼らが行う治療行為を全面的に禁止するものではなく、既存の統制・組織を無視するような行為に限り、厳禁としたと述べている。また、拙稿においては中津藩中津町に注目し、町の医療をめぐる医師と盲人の管理という二つの側面において、藩は町医師を中心とした集団組織が必要であったことを指摘した¹³⁾。

さらに、本稿においては引き続き中津藩中津町¹⁴⁾を事例として取りあげ、町医師の集団組織の形成過程に沿って、針治療をめぐる藩、町医師及び盲人との関係について分析する。そのことによって、地域社会の医療における盲人の存立形態の特質を明らかにすることを目的とする。

主な史料としては、享保2(1717)年から文久2

(1862)年までの豊前国中津藩中津町の町政記録である『惣町大帳』を使用する。『惣町大帳』については、中津町の町会所の記録として最初に作られた『御用扣』をもとに、整序と省略がなされたものとされている¹⁵⁾。また、この史料は、必ずしも当時の「医療」や盲人の実態を中心に記載した史料ではない。しかしながら、現存する記録の中では、中津城下における藩政や町政の動向、盲人を含めてそこに生活する人々の様子や「医療」に携わった人々の活動が記録されている貴重な史料であるため、本稿の目的に適したものである。

1. 中津藩における盲人支配をめぐる

そもそも、盲人については、中津町においてどのように位置づけられていたのだろうか。これについては、『惣町大帳』の安永5(1776)年12月9日に記述されている幕府令から、その内容を推察することができる。

安永5(1776)年12月9日¹⁶⁾

大目付江

都而百姓・町人之倅盲人ニ候ハ、検校仲ヶ間之弟子ニ成、夫々之渡世修行いたし、第一官位を心懸候管候処、近来検校之弟子ニ不相成、琴・三味線等・針治導引を以渡世之種ニいたし、或者仕官之身と相成、脇指杯を帶し候類之盲人多相成候趣ニ相聞候、以来百姓・町人之倅盲人、琴・三味線等・針治導引を渡世ニ致、又者武家へ被抱候而も市中ニ住居いたし候ものハ勿論、主人之屋敷内ニ罷在候とも右家藝を以他所をも相稼候ものは検校之支配たるべき事、

一、武家陪臣之倅、盲人にても市中ニ住居いたし、琴・三味線等・針治導引を以渡世いたし候分者は又検校之支配たるべき事、但武家出生之盲人、他江被抱、市中ニ罷在候共、稽古場を拵、弟子集め杯致間敷、若弟子集いたし候ハ、主人之方相断、検校之支配請へし

一、百姓・町人之倅盲人ニ而も琴・三味線等・針治導引を以渡世不致、親之手前ニ罷在候

而已之者并武家江被抱，主人之屋鋪，又者
主人之在所江引越，他所之稼も不致分者制
外たるへき事，

右之通可相守旨不洩様可被相触候，已上

十一月

右之通被 仰出候間，御支配方へ可被仰渡
候，已上

申十二月九日 同役中・同格式人・
寺社中

まず，百姓や町人の倅で盲人は，「検校仲々間」の弟子となって渡世のための修業を行い，「第一官位」を心がけるべきであるという内容について記載されている。

ところが，検校の弟子にならず，琴や三味線，針治療をもって渡世しようとする者，あるいは仕官の身となって脇差などをしている者も多い状況であったようだ。そこで，今後は，百姓や町人の倅で盲人である者が琴や三味線，針治療で渡世する場合，あるいは武家で抱えられながら市中に居住する場合は勿論，主人の屋敷内にいるとしても，これらの家芸をもって稼ぐ者については検校支配とすることがここで定められている。

また，武家陪臣の倅が盲人で，市中に居住し，琴や三味線，針治療によって渡世をしている者についても検校の支配とすることとした。ただし，武家出生の盲人で，他で召し抱えられ，市中にいたとしても，稽古場を持ち，弟子を集めてはならないと記載している。もし，弟子を集めていた場合は，召し抱えを認めず，検校支配とした。

その他にも，百姓や町人の倅で盲人である者が琴や三味線，針治療で渡世しておらず，親元にある場合，あるいは武家に召し抱えられて主人の屋敷などへ移っても，稼がない場合は検校支配から除くこととしたことがわかる。

この幕府令から，盲人については検校支配の当道座に入り，官位の向上に努めることを強調されていることがわかる。また，それと同時に，盲人が検校支配から外れて，琴・三味線等・鍼灸・按摩といった家芸で稼ぐことを戒めている。但し，稼ぎを行わず，親元や武家に抱えられている盲人

については，検校支配から除くとされている。

この法令は，当道座側からの要求を受けて幕府が発したものであるが，これにより盲人への当道座支配を強化することで，間接的に盲人を支配することを目論んだと考えられる。その背景には，当道座と盲僧集団の対立への対処とともに，当時，所属集団をなくし，困窮した盲人が諸国を流浪し始めたことへの警戒があった¹⁷⁾。具体的に幕府や諸藩には，治安対策上，座頭・瞽女の取り締まりのために，当道座の支配権を拡大することが望ましいとの判断があったと推察される。

ただ，この安永五年の法令に関して，加藤氏は「①仕官の盲人，②市中渡世の盲人，③親元で扶養されている無職の盲人，にわけることにより，②の盲人のみを検校支配ということにした法令であり，当道座側の本来の要求より若干後退した」と述べている¹⁸⁾。また，法令上は座への加入をすべての有職の盲人に対して義務づけているが，実際には当事者間の話し合いに委ねられており，法の施行にあたって権力的介入を行っているとは言えない状況であったと加藤氏は指摘している¹⁹⁾。

つまり，安永5年の法令がほとんどその効果を上げていなかった状況があったため，寛政期になると，座側から幕府に対して同令の強化をもとめる要求があった。これに対し，幕府は人別における盲人の再改めを行い，さらに武家屋敷に居住し扶持がある，針治療を行う盲人については検校支配から除き，その代わりに，盲であるなしを問わず遊芸者すべてを座の支配とする対案を出すなど，やり取りは続いたが，最終的には安永5年の法令の内容より進展することはなかった。

中津藩でも，『惣町大帳』にこの法令が記載されており，領内に通達されたと考えられるが，その効果については史料上の限界から不明である。また，盲人支配をめぐる幕府の対応や加藤氏の指摘を踏まえると，この法令が一部では形骸化していたのではないかと推察される。

そこで，以下の章では中津藩中津町を事例として，医療の一つの形態である針治療をめぐる藩，町医師及び盲人の関係について検討する。

2. 中津町で針治療を行う者たち

1) 「鍼医」について

ここでは、中津町において針治療を行っていた者に関する名称や人数について整理してみる。『惣町大帳』には、針治療のことやそれを行う者について、「鍼医」や「針治」と表記されていることが多いが、史料本文における明確な定義はみられない。しかしながら、少なくとも彼らは、後述する「針治道引之仲ヶ間」「鍼術仲ヶ間」「鍼医仲ヶ間」「医師仲ヶ間」²⁰⁾のような藩が認める社会集団に所属し、針治療を行った医師と推察される。

また、以下の二つの史料からも、「鍼医」と「俗人」「俗医」とは区別されていたことがわかる。まず、寛政10(1798)年3月19日に、鍼医三人から「俗人」が鍼術を行うことについて、願書が差し出され、受理された。その具体的な内容は記載されていないが、関連した同年4月5日の史料から推察することができる。

寛政10(1798)年3月19日²¹⁾

一、鍼医三人方願書指出ス、俗人鍼術致候儀ニ付而之願書也
御受取置被成候

寛政10(1798)年4月5日²²⁾

一、鍼術方願書願之通ニ者不被仰付候、尤俗医と者一所ニ御用等相勤候儀者無之ニ付、同列ニ不致候趣申出候、依之俗医之者共へ者御用不申付候間、右鍼医之者共御用相勤候様被仰渡候

史料中の「俗人」については、後述する寛政9(1797)年11月²³⁾の史料の内容も踏まえると、仲ヶ間に属することなく、家業ではない針治療を片手間に行っていた者のことである。

「俗医」も仲ヶ間に属することなく、勝手に針治療を行った医師を指している。史料によると、特に「俗医」については御用を仰せつけないということが明言されている。つまり、「俗医」と鍼医とは明確に区別されており、鍼医は仲ヶ間に所属

し、御用を勤めることができる存在であったと考えられる。

2) 「針治」について

『惣町大帳』において、「針治」は鍼医と同様に仲ヶ間に属し、針治療を行う町医師として記述されている。特に、天明5(1785)年の「針治者不残盲目ニ御座候」²⁴⁾という記述と、『惣町大帳』全般について確認してみると、「針治」は全員盲人であることがわかった。

次に、針治の人数や全町医師に対する割合の変化について、『惣町大帳』の記述をもとに整理してみる。享和元(1801)年²⁵⁾、文化8(1811)年²⁶⁾及び嘉永元(1848)年²⁷⁾については、町医師の診療分野ごとの人数について確認することができる。享和元(1801)年の「町医御用相勤候分」によると、町医師の総数は15人、その内訳は内治4人、外治3人、眼治1人及び針治7人である。町医師の中で、針治は約半数を占めている。なお、内治は現在の診療分野でいうところの内科、外治が外科、眼治が眼科のことである。

次に、文化8(1811)年の「町医人数并武家方御家内分御調」によると、針治が9人である。さらに、嘉永元(1848)年の「町医師人高書出」では町医師の総数が20人で、その内訳は内治2人、外治1人、眼治2人及び針治15人である。針治は、3分の2を占めるに至っている。

以上の内容をまとめると、近世後期の記載からわかる中津町の町医師数は、平均すると19人程度であり、享和期以降は若干の増加していた。また、診療分野別でみると、針治はその実数と町医師全体に占める割合が最も高く、さらに増加傾向にあった。

3) 町人が行う「針治導引」への対応

『惣町大帳』において、中津町で「針治導引」を行う者に関する具体的な記述がみられるようになったのは寛政年間である。しかし、本来の家業とは異なるにもかかわらず、「針治導引」すなわち針治療・按摩を行っていた者がいた。その様子について、以下の寛政9(1797)年11月の史料から

確認できる。

寛政9(1797)年11月²⁸⁾

一、近来町家之者針治導引致稽古、家業同様ニ相稼候者も有之由相聞候、其術ニ委敷上者、諸人之為ニも相成候事ニ者有之候得共、商家之身分ニ而者商売方懈怠ニも可相、第一家業之者共病家先自然と少く成行、盲人共者外ニ渡世も無之、迷惑致候趣も相聞候、依之右躰其術ニ指入執行之上相稼候者者、其段針治道引之仲ヶ間江相届ヶ、其上ニ而名面可申出候、然ル上者俗人ニ而も家業之者同様ニ、御用等も可申渡候間、以来左様可相心得事、

但内外療治心掛候者も同様可相心得事

この頃、町人で「針治導引」(針治療・按摩)を行う者がいるが、その中には家業同然のように稼ぐ者がいたようだ。これを行うことは、確かに人々のために役に立つことではあるが、町人の身分である以上は、商売の方が疎かになることが心配であると述べている。そもそも、家業として「針治導引」を行う者たちにとっては患者が自然と少なくなり、特に盲人においては他に渡世していく方法がないため、迷惑になるとの申し出もあった。そのため、「針治導引」で稼ぐ者については、「針治道引之仲ヶ間」へ届け、名面を申し出ることとした。その上で、俗人でも家業として行っている者と同様に御用などを申し渡す。また、内治と外治についても同様としたことが、最後に記載されている。

この史料から、藩は「針治導引」を兼業する町人については「針治道引之仲ヶ間」を介して管理し、その上で当道座支配にある者や支配が不明確な盲人、他所者を把握することを目指したのではないかと考えられる。

このように町では、盲人だけではなく、様々な者が針治療を行う状況があったと推察される。そのような中、正式に認可を受けることなく治療を行うことを意味する「細工鍼」や「細工療治」が次第に問題視されるようになった。次章において

は、それらをめぐり、仲ヶ間に属する者や藩はどのように対処しようとしたのかについて注目してみる。

3. 「細工鍼」「細工療治」の増加と「鍼医仲ヶ間」の対処

1) 「細工鍼」に対する「鍼医仲ヶ間」の訴え

まず、文化9(1812)年6月の事例から、「細工鍼」に関する「鍼医仲ヶ間」の訴えについて検討してみることにする。

文化9(1812)年6月²⁹⁾

一、鍼術方御内意書差出ス、左之通

乍恐御内意申上候口上之覚

一、私共仲ヶ間、寛政九巳年御歎申上候誤合ハ平人家業之外ニ鍼術導引仕候故、私共至而難渋ニ相成候ニ付右難渋の趣、委細御歎申上候所、同年巳十二月二日、惣町江御触被仰出、右之者共、其術ニ相はまり家業ニ仕候者ともハ鍼術導引仲ヶ間相届、其上ニ而御願申上、私共仲間ニ相成可申候、若左様不致者ハ急度右術相止可申旨、惣町江被仰渡、則人頭御吟味之上、其者共御受書差上申候而私共難有仕合ニ奉存候、然ル所、其後又々猥ニ相成候ニ付前段之趣御歎申上候所、文化元子十月廿五日、右細工鍼致候者とも御筋合ニ被招呼、已後相止候様被仰付候、近來又々猥ニ相成他所ハ勿論近在之者迄も市中江入込、朝夕付飯等仕居者、間々有之、甚以難渋至極ニ奉存候、已來右様有之候而ハ鍼術仲ヶ間難相立難渋ニ奉存候間、前々之通被仰渡、已後細工鍼仕候者共急度御停止被仰付被下置候様奉願上候、此段、乍恐御内意奉申上候、以上

申六月

鍼医仲ヶ間

町年寄衆中様

別紙ニ

寛政九年御願申上候節、御筋合へ被招呼被仰渡候人頭

新博多町 池田屋貞助

姫路町 大工 吉郎右衛門
 京町 松尾屋兵右衛門
 塩町 油屋 彦兵衛
 同町 永楽屋源蔵
 桜町 ふるひ屋政吉
 同町 磯吉
 古はかた町 いつミ屋義右衛門下人
 猶四郎

文化元年被招呼被 仰渡候人頭
 ひめし町 政五郎
 諸町 平兵衛
 堀川町 樽屋利平子源四郎
 諸町 由平
 此節
 米町 中村屋長次郎
 ひめし町 政五郎
 諸町 平兵衛
 堀川町 樽屋利平子源四郎
 此外ニ古博多町ヲ宿ニ致、医者之形チニ而家業
 ニ相廻る者も壱人御座候

寛政9年、私ども仲ヶ間は、町の者が家業の他に「鍼術導引」を行うため困っていることについて申し上げたところ、同年12月2日、この術を家業にするものは「鍼術導引仲ヶ間」へ入るように、また、仲ヶ間へ入らない者はすぐに術を止めるように、惣町へ申し渡していただいた。しかし、その後も「細工鍼」の者が増えてきたので、文化元年10月25日にも、その者たちへは差し止めを仰せ付けていただいた。さらに、最近では他所者ばかりか、近在の者まで市中に入り込み、「細工鍼」を行っているようである。そのため、「鍼医仲ヶ間」は非常に困っているの、前々の通り、その者たちへすぐに差し止めを命じていただきたいと述べている。

別紙の方には、寛政9年にお問い合わせの際、御筋合へ呼び出された人頭、文化元年に呼び出された人頭、今回呼び出された人頭の名前が記載されている。その者たちは、中津惣町に属する各町に居住する町人と職人であった。

また、今回については、中津惣町に居住する者の他に、古博多町に止宿し、医師のような身なりで、家業としてうろついている者が一人含まれていた。

その後、内意書を提出したところ、以下の史料のように、文化9(1812)年7月9日には町で「細工鍼」をしている者が「鍼術仲ヶ間(鍼医仲ヶ間)」に入っているかどうかを必ず詮議し、もし入っていない場合は必ず差し止めるように仰せ付けられた。また、武家方のところは相談するように仰せ渡された。

また、同年7月11日、右の者たちについては当番が召し連れ参上した。そして、「細工鍼」に係る差し止めについて申し渡しがあった。また、「鍼術仲ヶ間(鍼医仲ヶ間)」に入ることを望む者は願ひ出るようにし、今後、鍼術をやめる場合は受書を提出するように仰せ付けられた。

文化9(1812)年7月9日³⁰⁾

一、鍼術方々内意書差出、翌日尤ニ被 思召上、町家細工鍼致候者、鍼術仲ヶ間ニ入候哉、急度致詮議、若仲間ニ入不申者有之候ハ、急度差留候様被 仰付候、武家方之所ハ御詮議可被成候由被 仰渡候

文化9(1812)年7月11日³¹⁾

一、寄合
 諸町 平兵衛
 米町 長次郎
 姫路町 政五郎
 古魚町 伊右衛門
 堀川町 源四郎

右之人数、当番召連罷出ル、細工鍼御差留被仰付候段申渡、猶又、鍼術仲ヶ間ニ入申度者其段願出可申候、此已後相止候者ハ受書差出可申段申渡

以上の文化9(1812)年の6月と7月の史料には、「針治道引之仲ヶ間」「鍼医仲ヶ間」「鍼術仲ヶ間」との類似した表記がみられるため、まずこの点について整理してみる。同年6月の史料は

「鍼医仲ヶ間」からの願い出であるが、冒頭、「針治道引之仲ヶ間」の件についても、「私共仲ヶ間」すなわち「鍼医仲ヶ間」のこととして記述されており、一連の仲ヶ間の範疇にあるものと推察される。ただし、「道引」がを意味する按摩の部分が除かれていることから、針治療に限定された仲ヶ間となったのか、実際には針治療と按摩を行う者たちが混在していたのかについては、史料の限界から明らかなではない。

次に、同年7月には「鍼術仲ヶ間」とあるが、ここでは六月の「鍼医仲ヶ間」の願い出に対する藩の対応の記述の中に「鍼術仲ヶ間」との表記がみられるため、同一の仲ヶ間と判断できるだろう。

史料の内容からは、町の者や近在・他所から中津町に入り込み「細工鍼」を行う者へ差し止めを求める「鍼医仲ヶ間」と、彼らの訴えに藩が即座に応じたことがわかる。この時期、仲ヶ間は町で「細工鍼」を行う仲ヶ間以外の者による診療活動を問題視し、藩権力を背景に管理を進めたと考えられる。

2) 「細工療治」への対処

次に、文化13(1816)年7月2日の史料から、「細工療治」に対する「鍼医仲ヶ間」の具体的な対処について検討する。

文化13(1816)年7月2日³²⁾

一、医師方先月願書、左之通

乍恐奉願上候口上之覚

一、私共仲ヶ間前々方針術導引家業仕渡世仕罷在候所、近来者御家人様方始メ町場江細工療治仕候者共数多御座候而私共渡世差支、其難洩至極仕候、以前ハ針術渡世仕度者者間共方へ及内談、其上ニ而御上様へ御願上、仲ヶ間へ加入仕候得共、近来者其儀も無御座、猥ニ細工療治仕候ニ付甚以差支難洩至極仕候、勿論私共仲ヶ間之儀者古来方順番に而御用筋も相勤罷在候得共、細工療治仕候者共者右様御用筋も相勤不申、自然と私共差支ニ相成候ニ付何卒乍恐御慈悲を以、向後細工療治仕候者并他所方參細工療

治仕候者、稠敷御差留被下置候ハ、難有奉存候、尚又被仰付をも不相用、矢張細工療治仕候者共、以来針術導引渡世仕度存候者共、私共仲ヶ間江及内談ニ候ハ、一統打寄評議仕、私共方加判仕候歟、又者添書ニ而も差上候上御上様江御願申上候条、乍恐其上針術導引渡世仕候様被仰付可被下候、甚以恐多御儀ニハ奉存候へ共、右奉願上候通被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、此段宜敷被仰上可被下候、以上

子六月 願主 医師惣代 斎藤玄仲

吉岡玄律

月番町年寄 惣右衛門殿

前々より、仲ヶ間は「針術導引」を家業としてきたが、最近では御家人様方をはじめ、町でも「細工療治」を行う者が多数おり、大変困っていると述べている。これまで針治療を行う者については、仲ヶ間内で吟味した後、藩主による承認を得ることによって、仲間へ加わっていたことについて説明している。また、御用についても、仲ヶ間では順番に勤めてきたが、「細工療治」の者は勤めようとしなかったようである。そこで、今後とも「細工療治」の者や他所から来て、そのようなことを行う者を差し止めとしていただけるとありがたい。やはり、「細工療治」の者についても、これまでの「針術導引」で渡世していた者と同様に、仲ヶ間一統へ相談いただければ吟味の上、加判と添書をもって願出するので、その際は許可いただきたいとも述べていることがわかる。

まず、この史料中の「私共仲ヶ間」は、文化9(1812)年の一連の史料との関連から推察すると「鍼医仲ヶ間」である。ここでは、この仲ヶ間の代表として「医師惣代」の斎藤玄仲と吉岡玄律が願出している。なお、この2人は盲人の鍼医である。

その内容としては、「鍼医仲ヶ間」の立場から「細工療治」の問題点や対処の一端が述べられている。特に、藩から仲ヶ間へ任された御用に支障が出る点を問題視していること、その点への対処としてこれまでどおり、仲ヶ間による医師審査を行うことが強調されている。このことから、藩と

の関係において、仲ヶ間にとっては確実な御用の遂行とそのための審査の運用が重要であったといえるだろう。

その後、「鍼医仲ヶ間」は、後に形づくられる「医師仲ヶ間」の下部組織として、針治療を行う町医師の集団である「針治仲ヶ間」になったと推察される。さらに、次章ではこの「医師仲ヶ間」と医療に携わった盲人との関係について注目してみる。

4. 「医師仲ヶ間」と医療に携わる盲人との関係

1) 町に居住する盲人についての医師審査

ここでは、まず前述の医師審査がどのように行われていたのかについて、文政7(1824)年4月27日の事例から検討する。史料によると、この時期、審査を担ったのは「医師仲ヶ間」であることがわかる。史料の後半では、その代表である医師年番の藤野元悦と神尾貫郷が月番町年寄の助右衛門へ審査の結果についての添書を差し出している。

文政7(1824)年4月27日³³⁾

乍恐奉願口上之覚

一 私義、幼少之比親共死去仕、其上兼而極難之者ニ而、渡世方六ヶ數甚難洪ニ相暮罷在候所、拾ヶ年以前眼病相煩、色々療治仕候得共、全快之期も無御座、日々立行出来兼、重々困窮相暮罷在候、右ニ付、外ニ渡世方出来不仕候ニ付、原岡秀圃様御弟子ニ相成、針治修行仕候、何とそ以 御慈悲針治家業被仰付被下置候ハヽ、家内共養育仕度奉存候、右奉願上候通被仰付被下置候ハヽ、難有可奉存候、此段宜被仰上可被下候 以上

申四月 願主 桜町 橋本屋長右衛門
組頭 四郎助

町年寄 安倍茂左衛門殿

右願書差出候ニ付、医師年番方添書左之通

乍恐奉願口上之覚

一 桜町長右衛門と申者眼病相煩、外ニ渡世方

無御座候ニ付、針治相成度由、仲間中へ相頼候ニ付、仲間共吟味仕候処、相違無御座、仍之、添書差上申候ニ付、願通被 仰付被下置候ハヽ、難有可奉存候、此段宜被仰上可被下候 已上

申四月 医師年番 藤野元悦
同 神尾貫郷
月番町年寄 助右衛門殿

桜町橋本屋長右衛門については幼少の頃に親を亡くし、その上、極難のために渡世が難しい状況であった。さらに、十数年も前から眼病を患い、治療を尽くしたが全快することがなく、困窮していたようである。他に渡世していく術がないため、原岡秀圃の弟子となり針治療の修業を行ったので、針治を家業として認めてもらうように、医師年番の添書とともに願出があった。

ここで重要なことは、盲人となった長右衛門が「医師仲ヶ間」に属し、町医師として針治を家業とするのか、当道座支配に入るのかを選択した可能性がある点である。先に取りあげた安永五年の幕府令によると、基本的に町人出生の盲人の場合、「鍼治導引」で稼ぐのであれば座支配に入ることになる。

しかし、長右衛門は原岡秀圃という藩医の弟子となり、この後、橋本秀安と改名し町医師となった。この点について、当道座には座外の盲人を積極的に取り込むだけの力があったわけではなく、その一方で、「医師仲ヶ間」は針治を望む盲人の審査を担うことで、集団としての組織の拡大を図ったのではないかと考えられる。但し、それは結果として、「医師仲ヶ間」が多くの針治を抱えることになり、後に仲ヶ間の運営管理にも支障が生じることになった。

2) 医師年番の選出をめぐる

では、「医師仲ヶ間」の内部では、どのような問題があったのだろうか。以下の史料は、医師年番の選出方法の変更に關する通達である。これをもとに、仲ヶ間における一般の医師と針治との関係について検討する。

天保13(1842)年12月³⁴⁾

一、是迄町醫年番内外眼療針術打交セ組合ニ而
兩人ツ、年番名面差出候処、当年方ハ内治
老人、外治老人、眼治老人、針治老人、夫々
ニ取分候様被 仰渡候間、明年之年番名面
書、早々差出候様、年番呼出申渡、尤内外
へハ先ツ不及沙汰ニ、針治斗呼出申渡候
処、難渋申出、願書差出候ニ付春ニ至、今
一応評議之上可申渡、同役談置候、

これまで医師年番については、内治、外治、眼療及び針術(針治)から混合の組み合わせで2人の年番を出してきたが、当年より内治、外治、眼療及び針治のそれぞれから1人ずつ出すようにとのことであった。それにともない、翌年の年番の名面書を早々に差し出すように、年番を呼び出して仰せ渡された。もっとも、内治と外治へはその必要もないので、針治のみを呼び出したところ、彼らより難しいとの申し出があった。そのため、春までもう一度、評議の上で申し渡すこととした。

ここでは、なぜ針治のみが呼び出されたのか、そして、彼らがなぜ難しいとの返答をしたのかについては述べられていないが、次の史料から、その理由が推察できる。当時の医師年番の1人である針治の畠出徳庵から月番町年寄の安倍源助へ、このことに関して以下のような願書が提出された。

天保13(1842)年12月³⁵⁾

乍恐奉願口上之覚

一、是迄内外針治・眼治一同二年番相立来候所、御 上様御不弁利之由ニ而内治・外治・眼治・針治、別々二年番相立候様被 仰付候所、針治仲間ハ不具不眠之者多、右ニ付内外・針治・眼治打込ニ而年番兩人ツ、相立来候間、矢張是迄通ニ一同二年番兩人ツ、被 仰付被下置候様偏ニ奉願上候、右奉願上候通被 仰付被下置候ハ、難有奉存候、

十二月 月番町年寄安倍源助殿

醫師年番畠出徳庵

これまで、内治、外治、眼療及び針治の一同から年番を出していたが、この度、それぞれから年番を出すように仰せ付けられた。しかし、「針治仲間」には「不具不眠之者」(目が見えないなど身体が不自由な者)が多いので、「医師仲間」一同から年番を2人出してきたという経緯があった。そのため、これまで通りのやり方で年番を出すことについて、許可いただきたいと願い出た。

これが針治による返答の理由であった。しかし、翌年の以下の史料によると、「医師仲間」は内治、外治、眼療及び針治から1人ずつの医師年番を出すことにしてほしい旨、申し出ている。

天保14(1843)年9月10日³⁶⁾

一、是迄町医師年番、内外針治無差別兩人ツ、年番相立来候所、兎角多人数ニ而調べ等不行届區々之義も御座候ニ付以来ハ内外針治眼家其仲間切ニ年番相立候様被 仰付度候、此段御達申上候、

閏九月十日

医師年番については内治、外治及び針治の区別なく、2人の年番を決めてきたが、とにかく医師審査の人数が多く、取り調べなどが行き届かないこともある。そのため、今後はそれぞれから年番を一人立てるように仰せ付けていただきたいと述べている。

以上の内容を整理してみると、天保13(1842)年、藩は「医師仲間」へ医師年番を内治、外治、眼療および針治の中から1人ずつ出すように命じた。それに対して、「医師仲間」の下部組織である「針治仲間」から、これまでとおり仲間一同から2人の年番を出すやり方にしてほしい旨、訴えがあった。そのため、年番選出の方法の変更は一旦、保留となったと推察される。

しかし、その翌年、「医師仲間」は医師審査の多さを理由に、再び内治、外治、眼療および針治ごとに年番を立てることを求めている。その後の方針について、『惣町大帳』には明確な記述はないが、史料にみられる状況としては「針治仲間」の要望どおりに、「医師仲間」一同から医師年

番2人を立てるやり方が維持されていたことがわかる。

前述したとおり、嘉永年間には町医師に占める針治の割合は3分の2に達している。つまり、この時期の医師審査の対象は主に盲人であった。そのため、審査の実際は「針治仲ヶ間」が行ったにしても、審査結果のとりまとめと添書を担った医師年番の負担が増し、審査の運用をめぐる一般の医師と針治との間に齟齬が生じていたと推察される。

3) 針治療を行う者に関する医師年番の訴え

これまで述べてきたように、「医師仲ヶ間」は町で針治療を行う盲人を管理し、仲ヶ間へと取り込みを図ることで、それは組織の拡大へとつながったと考えられる。しかしながら、仲ヶ間内においては増えすぎた針治への対応や、相変わらず町中で「細工療治」を行う盲人への対処に迫られていた。

以下の史料はこの点に関連した、医師年番の畑出徳庵と橋本文友から月番町年寄の岸孫右衛門への願書であり、主に3つの内容について記載されている。

天保13(1842)年10月27日³⁷⁾

乍恐奉願口上之覚

一、此度市中不具之者醫師願之義、私共迄相談仕参候ニ付仲ヶ間一統談合仕候処、随分尤之義ニ有之候間、添書仕候様相談相決、添書仕差上申候、然ル所是迄針治殊之外沢山ニ御座候上、右様之義ニ而志たもの相増候而ハ仲ヶ間一統難渋無限義御座候間、何卒右様不具ニ而醫師ニ相成候分ハ一代限りニ被仰付被下置候様奉願上候、尚又在中之方も不具ニ而醫師ニ相成候分ハ一代限りニ被仰付候由ニ付此段宜御賢察被下置候様仕度奉存候、

一、御領分中村組唐原村醫師稲本俊治与申者、新魚町へ借宅仕候而専針治相行申候ニ付仲ヶ間中如何様之訳ニ而仲ヶ間の方へ通達もなく市中療治致候哉之段、懸合候得

共、一向取合い不申、何之頓着もなく、矢張療治仕候ニ付私共方療治差留候訳ニ者無御座候へ共、仲ヶ間一統不帰服之者ニ御座候間、何卒右之者市中へ住居不仕、早々在方へ引退候様被仰渡被下置候様奉願上候、
一、御領分津民方仲の市与申者、諸町へ借宅仕、恵良村方吉の一与申者、新魚町ニ借宅仕候、右兩人之座頭共、市中一統専細工療治仕候、右兩人之者へハ未タ何之沙汰も不仕候へ共、右兩人之義者表職座頭ニ而渡世仕、針治之義ハ以後相止メ候様被仰渡被下置候様奉願上候、右御願申上候通被仰付被下置候ハ、難有奉存候、此段宜被仰上可被下候、以上

寅十月 月番町年寄 岸孫右衛門殿

醫師年番 畑出徳庵・橋本文友

1つ目として、これまで「不具之者」が医師になりたいと相談があった場合、仲ヶ間の方でも納得して添書を書くなどの対応をしてきたが、最近では針治の者が増え過ぎて困っている。そこで、「不具之者」が医師になる場合については在中も含め、1代限りにするよう命じてほしい旨について述べられている。

次に、中村組唐原村医師の稲本俊治についてである。彼は新魚町に借宅し、仲ヶ間の方へ届け出ることもなく、針治療を行っていた。また、注意をしても一向に取り合うこともなく、治療が続いていることは仲ヶ間としても承服できない。よって、彼を在方へ引き取らせるようにしてほしい旨、訴えていることがわかる。

最後に、2人の座頭についてである。座頭の「仲の市」が諸町に、「吉の一」が新魚町に借宅していたが、2人は市中において「細工療治」を続けていたようである。そのような2人へまだ何の沙汰も申し渡されていなかったが、表職は座頭であるので、針治としての活動は今後止めさせてほしいと述べている。

この史料では、最初に相続のことにふれている。一般に、中津藩の町医師については1代限りとなっており、町医師が相続の許可を求めた事例

においても、医師としての医術の高さ、これまでの御用勤めなどの実績をもとに判断がなされていた。

これに対して、針治の相続が安易に許されると、今後も仲ヶ間内においては針治が増える可能性がある。その結果、御用や医師審査などに関する運営管理において、支障が出てくることも考えられる。また、町では「細工治療」を行う盲人が増えることで、特に「針治仲ヶ間」には、町で針治療を行う医師やその診療の管理が困難となることへの懸念もあったのではないだろうか。

いずれにしても「医師仲ヶ間」は、町医師として針治療を行うことを望む盲人については医師審査を経て仲ヶ間で管理し、明らかに仲ヶ間の意向と反する者へは、治療行為の差し止めや追放といった対処を強く求めていた。特に、当道座支配にある座頭による、町での針治療を問題視しており、そこには仲ヶ間に属する針治による治療に抵触する可能性があったためであろう。

おわりに

本稿においては中津藩中津町を事例として取りあげ、町医師の集団組織の形成過程に沿って、藩、町医師及び盲人との関係について分析することで、地域社会の医療における盲人の存立形態の特質を明らかにすることを目的とした。

まず、寛政9（1797）年11月の史料から、藩は中津町で家業として「鍼治導引」を行う町人や盲人を「針治道引之仲ヶ間」へ登録させることで町支配にある者を明確にし、結果として当道座支配の盲人や支配が不明確な盲人を把握しようとした。また、一般の町人が「鍼治導引」を兼業することを戒めた。

続く、文化9（1812）年の一連の史料には、「針治道引之仲ヶ間」にかわり「鍼術仲ヶ間（鍼医仲ヶ間）」という記載がみられた。また、文化13（1816）年7月2日の史料をみると、この「鍼医仲ヶ間」の代表として2人の「医師惣代」の名が記され、仲ヶ間からの願い出として、盲人による「細工療治」の問題やそこへの対処として、あらためて医師審査の実施が強調されていた。この

「鍼医仲ヶ間」は、後に形成される「医師仲ヶ間」の下部組織として、針治療を行う町医師の集団である「針治仲ヶ間」になったと推察される。

次に、「医師仲ヶ間」が町医師になることを望む盲人へどのように対処したのかについて検討するために、眼病のため盲人となった町人の事例を取りあげた。この事例から、必ずしも幕府令の通りに、すべての町人出生の盲人について当道座入りが行われていたわけではなく、「医師仲ヶ間」による医師審査を経て町医師になる可能性があったことを明らかにした。その背景として、盲人に対する当道座の支配力に限界があり、さらに幕府の関与も座を介してのもので、間接的であったためであると考えられる。

近世後期、町医師に占める盲人の針治の数と割合は増加傾向にあった。このことは、結果として「医師仲ヶ間」の集団組織の拡大につながったと考えられる。その一方で、仲ヶ間は組織の内外に、盲人をめぐる問題を抱えることになった。例えば、天保13（1842）年10月27日の史料にみられる「医師仲ヶ間」からの願い出は、針治の相続への懸念と座頭による「細工療治」への対処を求める内容であった。つまり、仲ヶ間は針治の数や彼らへの優遇を是正することで、組織内の職務や待遇における針治と一般の町医師とのバランスを図ろうとし、町で針治療を行う盲人に対しては医師審査を強化すると同時に、「細工療治」へ厳しく対処することで、町の医療の安定を目指していたのではないかと推察される。

また、藩は「医師仲ヶ間」を介して、地域社会で医療に関わる盲人を間接的に管理するに留まったと考えられる。そこには、地域社会における医療を担う個人が支配の異なる社会集団に属している場合、集団間の利害関係による対立やその調整の難しさがあったことを示唆するものである。

そのような中、地域社会の医療に携わった盲人は、当道座に属するという選択ばかりではなく、本稿で取りあげた「医師仲ヶ間」をはじめとする町医師の社会集団に入りながら、その内部に針治療を専門とする針治として「針治仲ヶ間」をもつことで、一定の立場を確立していったと考えられ

る。「医師仲間」自身が仲間内の盲人に対する管理を強めていったことは、その左証といえるだろう。

最後に、今後の課題について述べる。まず、近世後期、「医師仲間」が中津町の医療を中心的に担うようになる中、当道座に属する針治療者はどのように対処しようとしたのか、その詳細について分析する必要がある。特に、当道座の視点から「医師仲間」との関係について検討することで、当時の医療の実態により言及できるだろう。

次に、庶民はどのような医療を選択しようとしたのか、この視点からの検討も必要である。

実際に、庶民は一見同様な治療にみえる座頭と町医師の針治療をどのように使い分け、どちらを求めたのか、この点を明らかにすることで、治療を受ける側からみた医療の実態や医療観に迫ることができると考える。

参考文献および注

- 1) 佐藤憲正. 日本国語大辞典 第2版 第1巻. 東京: 小学館; 2000. p. 1395
- 2) 海原亮. 近世医療の社会史—知識・技術・情報. 東京: 吉川弘文館; 2007. p. 15
- 3) 「盲人」という表現について、本稿において取りあげる史料の『惣町大帳』でも散見される表現であり、当時、「盲人」と呼ばれた存在と医療との関わりについて検討することを本稿の目的としていることから、歴史用語・学術用語として用いることとする。
- 4) 当道座は中世の盲人芸能者の座を源流としている。中世にあっては「道」は芸能を意味し、芸能者たちは自らの芸能を「当道」(わが道)と称したが、いつしか諸芸のうち盲人の芸能を意味し、さらには盲人芸能者の座を指すようになった。近世に入ると、盲人たちは芸能や鍼治・按摩などに生業を求め、その多くは吉凶の施し物を受けて生活を支える状態におかれていた。当道座はそれら盲人を組織し、その要求をくみいれ、近隣村落、藩領さらには全国的規模において仲間組織を形成した。
- 5) 加藤康昭. 日本盲人社会史研究. 東京: 未来社; 1974. p. 133
- 6) 前掲注 5. pp. 119–120
- 7) 前掲注 5. p. 120
- 8) 中山太郎. 日本盲人史(正・続). 東京: パルトス社; 1985年
- 9) 前掲注 5
- 10) 永井彰子. 日韓盲僧の社会史. 福岡: 葦書房; 2002.
- 11) 上野周子. 紀州藩の医療政策と地域社会. 三重大史学 2007; 7: 1–20
張基善. 仙台藩における諸医師とその把握・動員. 歴史 2007; (109): 79–108
太田黒真美. 近世後期における村方の医師統制—小倉藩を事例として—. 七隈史学 2009; (11): 83–97
平野満. 村における医師の存立形態—近世後期の鳥取藩領を例として—. 駿台史学 1994; 90: 150–183
- 12) 前掲注 2. pp. 168–169
- 13) 中村友紀. 地方の都市社会における町医師と「医師仲間」の活動—豊前国中津藩中津町を事例として—. 地方史研究 2022; 72(5): 52–72
- 14) 中津城下は、中津惣町(中津町)に属する一四町(古博多, 新博多, 姫路, 京, 豊後, 堀川, 角木, 諸, 古魚, 新魚, 米, 塩, 舟, 桜)と屋敷町二〇町で構成され、枝町六町を含めて城下町を形成した。屋敷町は武家屋敷が中心であったのに対し、中津町は商人と職人の町であった。
- 15) 小野正雄・宮地正人・塚田孝・横山伊徳. 大分県下幕末維新期史料調査. 東京大学史料編纂所報 1982; (17): 113
- 16) 竹本弘文校訂. 惣町大帳 前編十八. 大分: 中津市; 2010. pp. 310–311
なお、『惣町大帳』については、校訂者・発行所・出版年がそれぞれ異なるが、以下、本稿においては省略する。
- 17) 前掲注 5. pp. 423–453
- 18) 前掲注 5. p. 305
- 19) 前掲注 5. p. 309
- 20) 『惣町大帳』の後半を中心に記述されている「医師仲間」は、当時の商人による同業者の組織である仲間と性格を同じくする、町医師を中心に構成された医師の組織と考えられる。主な業務としては、藩から命じられた御用をつとめたり医師審査を行ったりすることであったと考えられる。また、医師仲間を束ね、町の医療の運営に携わったのが医師年番である。『惣町大帳』において、医師年番に相当する「医師惣代」という表記が使用されたのは、文化十三(1816)年である。文政六(1823)年からは、「医師惣代」に代わり「医師年番」となっている。医師仲間を束ねる医師が医師年番であるとする、医師仲間に関連する組織は、文化十三(1816)年以前には、すでに存在したことになると考えられる。
- 21) 惣町大帳 寛政10年・11年. p. 20
- 22) 前掲注 21. p. 25
- 23) 惣町大帳 寛政8年・9年. p. 175
- 24) 半田隆夫校訂. 市令録 第三輯. 大分: 中津市立小幡記念図書館; 1980. p. 99
- 25) 惣町大帳 後編一. pp. 16–17
- 26) 前掲注 24. p. 104
- 27) 前掲注 25. p. 4

- 28) 前掲注 23. p. 175
29) 惣町大帳 後編十. pp. 50–51
30) 前掲注 29. p. 51
31) 前掲注 29. p. 51
32) 惣町大帳 後編十四. p. 50
33) 惣町大帳 後編十七. pp. 36–37
34) 惣町大帳 後編二十六. p. 310
35) 前掲注 34. p. 310
36) 惣町大帳 後編二十七. p. 82
37) 前掲注 34. p. 294

Doctors and the Blind in Medical Care of the Castle Town of Nakatsu in the Late Edo Period

Yuki NAKAMURA

Graduate School of Integrated Sciences for Global Society, Kyushu University

In this paper, the author will analyze the relation between town doctors and blind people in the domain of Nakatsu in the late Edo period, focusing on the castle town of Nakatsu. Through this analysis, the paper will show how blind people took part in medical care in the society of Nakatsu. At first, the domain of Nakatsu attempted to grasp who belonged to the castle town of Nakatsu by having people who did acupuncture treatment or anma massage as a family business and blind people registered with “Shinzido in nonakama.” In addition, the domain of Nakatsu restricted the people who could do acupuncture treatment or anma massage as a side job. As a result, it led the domain to grasp the distinction between the blind people who belonged to Todoza and those whose status was not clear. Later, “Shinzido in nonakama” became “Shin zinakama” through “Shin inakama” as a substructure of “Ishinakama,” which was the group of town doctors in Nakatsu. In this situation, the blind people who participated in medical care in the society of Nakatsu had a choice of belonging to Todoza according to shogunate government. Some blind people became town doctors according to the judgement by “Ishinakama” and got stable positions as doctors in the society. This shows the difficulty of having oppositions or regulations between some social groups when the people who took part in the medical care system in the city belonged to different groups.

Key words: blind people, medicine, doctors, Todoza, “Ishinakama”